こ ぶ し

第 10 号　2014 年 6 月 10 日
高知大学教職員組合中央執行委員会機関紙

朝倉・物部地区内線 1159　外線 844-1489
E-mail:union@mb4.seikyou.ne.jp
http://kuunion.cocolog-nifty.com/blog/

学校教育法と国立大学法人法の改正に反対します。

高知大学教職員組合中央執行委員会

「ミッションの再定義」にさいしては、高知大学も、国の政策にそって徹底的にひきずりまわされることになりました。「独立行政法人」の「独立」はもはや幻でさえなく、国の政策によって自由にひきずりまわされるための「独立」でしかなくなっています。

ご存知のように、学校教育法と国立大学法人法の改正の審議が５月 22 日に衆議院で審議がスタートしました。教授会の権限の限定とひきかえに学長の権限を拡大させることが趣旨の改正です。国の政策によって自由にひきずりまわされている大学の現状を考えると、学長の権限の強化は、国が学長をとおしてさらに自由に大学をひきずりまわすための制度整備と言わないわけにゆきません。研究や教育の自由が失われたら大学は大学でなくなります。私たちは学校教育法と国立大学法人法の改正に反対します。

国会における審議は、５月 23 日、６月４日、６月６日と３回にわたり文部科学委員会で行われました。そして６月 10 日に衆議院本会議で賛成多数で通過しました。審議過程で政府案の問題が野党委員からあぶりだされました。私たちは法改正に反対する立場ですが、審議過程で議論されたことを本学の執行部には深く認識したうえで、運営に当たることを要望したいと思います。

中教審が示した「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成 26 年２月 12 日 大学分科会）おいて、「教授会が審議すべき『重要な事項』の具体的内容として，①学位授与，②学生の身分に関する審査，③教育課程の編成，④教員の教育研究業績等の審査等については，教授会の審議を十分に考慮した上で，学長が最終決定を行う必要がある。」としているにもかかわらず、政府案には③、④が盛り込まれていませんでした。

政府案
第 93 条　大学に、教授会を置く。
②　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
　１　学生の入学、卒業及び課程の修了
　２　学位の授与
　３　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
（略）

この点について、突っ込んだ議論が繰り返し展開されるとともに、前もって定めた事項に対して教授会の意見を聴く必要性についても議論がなされた結果、以下のような修正案で衆議院を通過しています。

修正案
第 93 条　大学に、教授会を置く。
（略）
　3　前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
（略）

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
（略）
三　学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
（略）

審議過程を真摯に受け止め、本法案が成立した場合、本学執行部は、「教育課程の編成」（学部の改廃やキャンパスの移転など教育上重要な事項）や、「教員の教育研究業績の審査」（教員の採用や昇進）のほか、これまで教授会に意見を求めてきた事項について引き続き同様の扱いにすることを求めたいと思います。

『大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール』にたいする賛同署名が行われています。下記 URL からネットからの署名もできます。
https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ab1ea31301
組合室にも署名用紙があります。

５月２１日に団体交渉の申し入れを行いましたのでその内容を掲載します。

以下の事項について団体交渉を申し入れます。

１．年俸制に関する団体交渉
１）新学部（地域協働学部）の教員公募において、給与体系を年俸制として募集がなされました。重大な労働条件の変更であると考えますが、教職員組合への説明も労使間の合意もなされていません。教職員組合と団体交渉することを求めます。

２．教員の所属組織（学部）の変更に関する団体交渉
１）教員所属の変更に対するルールを明示することを求めます。
２）また、教職員組合と同意のない所属組織の変更を行わない旨を示す労働協約を結ぶことを求めます。